



平成 21 年 1 月 28 日

各 位

会社名 ニチハ株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上洋一郎
(コード 7943 東証一部・名証一部)
問合せ先 取締役常務執行役員 経営企画部長
山本 徹
(TEL 052-220-5134)

松本建工株式会社の事業一部譲受けに関するお知らせ

当社は、既に、松本建工株式会社（平成 20 年 12 月 15 日 札幌地方裁判所に民事再生法の適用を申請し、同日開始決定）の事業一部譲受けに係る交渉開始に関するお知らせを開示しておりますが、本日開催の当社取締役会において、同社との間で事業譲渡契約を締結し、裁判所の許可を得ることを条件として、事業の一部を譲受けることを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 事業一部譲受けの目的

新築戸建て住宅の量的拡大が期待できないなか、今後は国内住宅の質的向上、環境、エコ(省エネ)がキーワードとなり、こうした環境変化に対応していくには、外装材メーカーからのステップアップが求められます。このため、断熱パネルメーカーとして歴史があり、且つ市場評価の高い松本建工(株)のFP工法をグループ内に取り込むことによりシナジー効果をあげ、新規周辺事業として展開いたします。

2. 事業一部譲受けの内容

(1) 譲受け事業の内容

FP事業、及び注文住宅事業

(2) 譲受け事業の売上(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日)

9,755 百万円

(3) 譲受資産・負債の項目及び金額

譲受事業継承に必要な資産に限定して譲受けます。但し、具体的な譲受資産につきましては、裁判所の許可を要しますので、今後変動する可能性があります。

(4) 譲受価額及び決済方法

譲受価額等につきましても、裁判所の許可を要しますので、今後変動する可能性があります。裁判所の許可を受け、譲受資産・譲受価額等が確定次第、お知らせいたします。

(5) 事業譲受けの方法

当社が新たに設立する子会社が譲受ける予定です。

3. 日程

平成 21 年 1 月 28 日	取締役会
平成 21 年 1 月 28 日	事業譲渡契約締結
平成 21 年 2 月	事業譲受けの新子会社設立 (予定)
平成 21 年 3 月下旬	事業譲渡実行日 (予定)

4. 当期の業績に与える影響

本件事業譲渡は、平成 21 年 3 月下旬となることから、平成 21 年 3 月期の当社連結グループの連結業績に与える影響は軽微であります。

[相手会社の概要]

商号	松本建工株式会社
代表者	代表取締役社長 松本 節也
本店所在地	北海道札幌市東区北 4 2 条東 1 5 - 1 - 1
設立年月日	1 9 7 4 年 3 月 2 7 日
事業内容	木造建築請負、F P パネル製造販売、他
資本金	1, 0 6 3, 5 4 2 千円
発行済株式数	7, 9 3 0, 3 8 3 株

以 上